

## 平成29年度九B担当者会同（総務・財務部）議事録

日 時： 平成29年10月21日（土）13：30～17：00

平成29年10月22日（日） 9：00～10：30

場 所： 城山観光ホテル

出席者： 萩尾耕次(福岡会総務部長)、村山隆徳(福岡会副会長兼財務部長)、植木美佐夫(佐賀会総務部長)、稲葉伸理(佐賀会財務部長)、川崎勝(長崎会総務部長)、清水寛之(長崎会財務部長)、早田博信(長崎会総務部次長)、安部晴夫(大分会副会長兼総務部長)、甲斐伸治(大分会副会長兼財務部長)、鶴田稔(熊本会総務部長)、田中正三(熊本会総務部理事)、渡邊博之(熊本会副会長兼財務部長)、小松祐介(熊本会財務部理事)、小川兼義(鹿児島会副会長兼総務部長)、前杉竜志(鹿児島会財務部長)、森重知(鹿児島会総務部理事)、弥栄大作(鹿児島会総務部理事)、鶴野俊昭(鹿児島会財務部理事)、井上洋之(宮崎会副会長)、厨子基満(宮崎会総務部長)、吉田孝昭(宮崎会財務部長)、島袋裕二(沖縄会副会長兼財務部長)、金城行男(沖縄会総務部長)、平西雅也(沖縄会総務部理事) 以上24名

座 長： 沖縄会 金城行男

議事録作成者：沖縄会 平西雅也

### 【提案議題】

#### 1. 会費の延納、減額、免除について

##### <鹿児島会>

鹿児島会では今年度2件の会費免除の申し出がありました。会則では必要な事項に関し理事会にて定める事となっておりますが規程等作成していない状況です。今年度運用規定を作成する予定ですが、事例案件が少ない為作成に苦慮しております。

各会にてどのような運用をされていますでしょうか。

※規則等作成されておられましたら参考にさせていただきたく思っております。

参考資料：・佐賀会会則施行規則大29条

・宮崎会会費減免規程

・熊本会会則大83条

##### (熊本会)

会則に規定がある。会則の中に延納の申出ができる旨の規定がありますのでその規定に従っている。

(長崎会)

長崎会でも、会則で定められている。ただ、具体的な細かい規則というところになると作成していないというのが現状。2年前に、3か月間の免除申出がありました。その際には、常人理事会で決議して免除した。ただ、連合会会費については免除対象外とした。

(佐賀会)

規則 29 条で定めている。現時点で、免除の申出がないため、適用したことはない。

(福岡会)

会則 83 条で決められている。減免の申出は過去にはないが、長期入院に伴う会費免除の申出の事例があり、その際支部長から申出があり、財務部長が常任理事会で報告している形をとっている。

(大分会)

会則 83 条により定められている。過去 5 年程さかのぼっても全く事例がない。

(宮崎会)

減免規程がある。毎年 1、2 名疾病での申請がある。

(沖縄会)

会則 83 条で定められている。事例としては、がん治療の為、入院中の会費滞納が進んでいく中で支部長を通して会費免除の申出があり、理事会決議で免除の取り扱いとなった事例があった。

規定の整備をしていかないといけないと思っている。

「質疑応答」

(質疑)

鹿児島会では連合会会費も免除の対象としているが、長崎会は免除対象外としているが、皆さんの考えを教えてください。

(熊本会)

過去に 8 か月の未納を決算したことがあり、会費を免除していても連合会会費は会が負担していた。

会費免除については、他の会員のことも考えて適用しないといけないと感じた。

(長崎会)

連合会会費は免除対象外。会員の皆様に申し訳ないという気持ちがあるが理解していただいている。

(佐賀会)

連合会会費は免除対象外。会にて負担している。

(福岡会)

連合会会費は免除対象外。

(大分会)

連合会会費は免除対象外。

(宮崎会)

会費免除者については連合会負担金も免除してもらうよう会長会を通じて働きかけてほしい。

## 2. みなし退会（会則 84 条）制度の運用について

<福岡会>

福岡会では会則(84条)により、6か月間の会費未納がある会員に対し、みなし退会に向けて督促を行ない、2回の督促の後会費の納入が無ければ、みなし退会として処理することとしております。  
他会での現状についてお聞かせ願いたい。

<宮崎会>

前回、みなし退会や会費督促のフローチャートについての話題が出ていたが、その後の動きを教えてください。また、会費免除者については連合会負担金も免除してもらうよう会長会を通じて働きかけてもらうこととなりましたが回答があったのでしょうか。

<沖縄会>

担当者となり、(みなし退会)手続きを円滑に進めるため、フローチャートを作成し事務手続きを明確化していきたい。

各県会の(みなし退会)の取組み、状況の情報を頂きたい。みなし退会は、当然取消か又は裁量取消の何れに該当するか。裁量取消ととらえる場合、不利益処分について検討を要するのか。

参考資料：・沖縄会における催促、督促状

- ・宮崎会みなし退会マニュアル（抜粋）
- ・会費督促フローチャート（他県から頂いた資料）
- ・沖縄会-会則モデル大 84 条解説（みなし退会）

(鹿児島会)

一昨年「みなし退会（84条）」の運用に関する規定を作成し事務手続きを明確化した。具体的には、督促状を出し聴聞を開き、それでも納入がない場合にみなし退会の手続きに進むとしている。

(熊本会)

会則 84 条で定められている。具体的には、督促状を出し、そこで納入がない場合、聴聞を行う流れだが、会則に聴聞に関する規定がないため、納入がない場合は支部長へ連絡し、聴聞をしない方向で対応中。聴聞に関する規定を考えないといけないと考えている。

(長崎会)

フローチャートは作成しておらず、事務手続きの手順等はない。会則(84条)により、6か月間の会費未納がある会員に対し、2回の督促を経て聴聞の後、みなし退会として処理します。平成24年にこの流れでみなし退会とした事例があった。

(佐賀会)

会則84条で定められており、6か月の未納時点で督促状にて通知をしている。過去には、自主退会を促した事例がある。

(福岡会)

督促を行えば支払っている現状であるため、近年みなし退会の事例はない。先々のことを考えて会則を参考にして規定を作っていきたいと思う。

(沖縄会)

沖縄会では連合会会則モデル、逐条解説集を参考に、6か月の滞納後すぐに聴聞をひらき、支払う意思がなければ、催告をかけて10日以内に全額支払わなければみなし退会ができるようにしようと考えている。

(大分会)

会則84条で定められており、未納期間6か月に近い会員には事務局及び財務部長より、事前に支払を促すことにより、最近ではみなし退会になった会員はいない。

(宮崎会)

宮崎会みなし退会マニュアルを作成し運用している。未納期間6ヶ月では金額が大きくなりすぎるので見直しを検討している。

### 3. 会費収入及び支出抑制

<熊本会>

今後、会員数の減少から予算建てに苦慮することが想定されますが、予算縮小と会費UPの何れを優先すべきと考えますか。

<長崎会>

将来的に会員減少が進めば収入減となり、会務運営に支障をきたす。方策として会費を上げることが考えられるが、その前に支出抑制が求められる。他会で近年支出抑制のために講じた方策があれば伺いたい。具体的な効果が分かれば併せて伺いたい。

<大分会>

大分会では会員数の減少により会費収入の減少が懸念され、会費の値上げ等財源確保の検討を行う必要があると考えていますが、他会ではどのような状況かお聞かせ願いたい。

(鹿児島会)

現在、県会費とは別に比例会費を導入しているが、廃止の方向で検討中。同時進行で廃止後の比例会費分の値上げを検討中。支出の抑制については旅費規程を見直した。

(佐賀会)

佐賀会は特に会員数が少ないため、毎年苦勞してる。数年前に値上げしたばかりで、現在は値上げの検討はしていない状況。また、会費収入が少ないため、連合会の助成金を利用している。

(福岡会)

3年前に会費を11,000円から12,000円に値上げを行った。その際、将来の会員の減少も考慮し金額の検討を行った。

(大分会)

近年6・7人ずつの会員減少に危機感を感じており、現在、対応を手探りの状況である。また、会費収入以外の収入方法を模索中。

(宮崎会)

昨年度、比例会費を廃止し、固定会費を11,000円から13,000円に増額した。必要最小限の値上げなので今後の会員数の状況や活動の内容によっては不足も考えられるが、優先順位を決めて配分し、再値上げは極力控えたいと考えている。

(沖縄会)

会費を500円の値上げをし、会館積立費300円及び周年事業費200円の徴収を行っている。また、厚生費の見直しを行い、クラブ助成・支部交流助成などに移行したが、あまり利用がないため、その分は貯まっている状況。  
さらに、会報発行を年1回に減らした。

#### 4. 自主退会会員への対応について

<福岡会>

苦情や綱紀事件の被調査会員・訴訟中の会員から退会届が出された場合、会則では退会を拒むことができず、連合会からの通達のようなもので保留としていますが、どのような対応をされてあるのか、お伺いしたいと思います。

参考資料：登録・会員指導照会事例 Q1-3

(鹿児島会)

以前当会でもこのようなケースがあり、日調連へ問い合わせ 2017.3.1 付日調連発第310号、照会回答事例集 Q1-3 のような回答を受けたが、具体的な対応をとる前に対象会員が退会されて現在に至っている。

(熊本会)

この10年程該当会員はいない。

退会届が出された場合、受理しなければならず拒むことは出来ないと思うが、個人的には、退会というのは日調連の登録が抹消されて初めて退会とみなす事が出来るのではないかと考える。今後、事件係争中の調査士の退会においては、その調査が終了するまでは退会届は提出しても登録抹消は出来ないという取扱いで良いのではないかと考える。

(長崎会)

事例が無い。

退会される場合は、死亡または高齢のための廃業がほとんどである。

連合会の通達を知らなかったが添付資料の登録・会員指導照会事例を確認します。

(佐賀会)

いままでそのような事例がない。

(大分会)

懲戒処分が出る寸前の会員が退会届けを提出したことがある。法務局の総務課長等と相談したが、退会届けを受理した。ただし、法務局から、再度入会手続きを取った場合は、今回の事情を連合会に報告し、きちんと処理するように言われました。

(宮崎会)

実例として、法務局から会員の退会届が出た場合、受理しないよう指示があった。処分確定後の退会届は受理できる。

しかし、個人的には、懲戒処分が出るまでは連合会の登録抹消が出来ないため、本会の退会届は受理しても構わないのではないかと考える。

(沖縄会)

日調連からの「登録・会員指導等に関する照会事例集」Q1-3を基に対応している。福岡会と同じ対応。

## 5. 新人会員への対応について (全般)

### <佐賀会>

新人会員の入会の際に佐賀では、総務部長より会員証の授与式をして、会に関する注意事項等の説明及び資料等の配布を行っていますが、他会においてはどのようにされているのかお伺いしたい。

参考資料：鹿児島会入会時交付物一覧表（鹿別－1）

（鹿児島会）

会長又は副会長より事務局に於いて交付式を行っており、併せて政治連盟、公嘱協会、年齢によっては青年調査士会の案内を行っている。

（熊本会）

登録証交付式を行い、会長から日調連登録証と会員証及び配布物（会員必携等）を渡してもらいます。その時に注意事項や調査士業務の簡単な説明を行っている。

また、業務部と青年会で、年に1回新人研修実施している。

（長崎会）

会長から会員証の授与式がある。その後、会長の面談があり、諸規程集や資料の配布も行っている。

4年に1回、2日間にわたり県独自の新人研修会を行っている。内容は、測量の実習、建物登記の注意事項説明と小グループごとに座談会を行い、疑問点等を会員や役員よりアドバイスしている。

（福岡会）

入会申込時に会長が注意事項等の説明を行っている。合格書授与式後に県会にて合格者に対し入会手続き、ブロック研修等のスケジュールの説明を行っている。

（大分会）

会長と副会長が授与式を行っている。調査士としての注意事項等の説明、会の内容の説明を行っている。詳細は事務局で説明を行う。（登録の変更届け、損害保険の案内、用紙・証紙・職務上請求書の購入、政治連盟の紹介等）また、不定期ではあるが新人研修も行っている。

（宮崎会）

事務局にて会長が授与式等を行っている。

（沖縄会）

会長からの交付式を行い、その際に調査士としての注意事項等の説明をしている。詳細は事務局で説明している。

又、年に1・2回新人研修会を開催し、総務部担当として懲戒事例及び倫理等の研修を行っている。

## 6. 災害協定

### < 沖縄会 >

沖縄会では、各地方自治体との災害協定を締結する部署は社会事業部が担当しているのですが、各県の状況はいかがですか。又、総務部が担当している会がある場合は、災害協定の文書作成はどのようにしていますか。

参考資料：長崎会の長崎市との協定書

### (鹿児島会)

鹿児島会は社会事業部が対応しています。現在、鹿児島県及び鹿児島市を含む10の自治体と災害協定を結んでいる。昨年は1回研修を行ったが、今後も定期的な研修を検討中。

### (熊本会)

熊本県と熊本市と災害協定を結んでいます。行政のひな形にのっとり内容になっており、主として、災害後の相談業務を行うと言う事になってはいますが、締結してからはまだ相談業務を行った事はありません。現在は、熊本県専門士業団体で締結。

### (長崎会)

総務部が担当している。現在のところ長崎県、長崎市、諫早市、大村市、島原市の5自治体と締結している。

文書は、協定書と協定実施細目、別紙様式1および別紙様式2で作成している。協定内容については、主に、第4条家屋被害認定調査に関する事項及び不動産登記や境界問題等の相談の2つを大規模災害時に行うこととなっている。

家屋被害認定調査については、別に諸規定において家屋被害認定調査支援規定を定めている。昨年は研修も行った。

また、毎年4月には総務部において各役所の危機管理課の担当にあいさつをし、担当者の確認を行っている。

### (佐賀会)

社会事業部が担当している。専門士業団体で県と協定を結んでいるが、今後は市、町とも結んでいきたいと考えている。

### (福岡会)

県公嘱協会の主導により、県・県会（社会事業部）の三者協定を結ぶ方向で調整中である。

(大分会)

大分会でも社会事業部が担当している。現在は、大分県・調査士会・公嘱協会が三者協定を結んでいる。

実際の活動について、熊本大震災時、倒壊家屋の調査を調査士会が窓口となり、実働部隊を公嘱協会が担当した。日当の工面及び二次災害における保険の適用等を考慮し公嘱協会が実働部隊を担当することとなった。

また、先日の津久見佐伯の大水害時には県を通して津久見市より要請があり、浸水被害の調査を行った。

(宮崎会)

社会事業部が担当している。現在は、七士会（弁護士・司法書士等）と協定を結んでおり、内容は相談業務となっている。

## 7. 会員証及び有効期限の管理について

### <長崎会>

会員証裏面にバーコードの追加を検討している。そこで、導入された会のシステム変更の費用がどのくらいかかったのか、また裏面の図案を伺いたい。会員証の切り替え時期は一斉に行ったのか、有効期限ごとに行ったのか伺いたい。

現在長崎会では、紙をフィルムで閉じたもので作成しているが、プラスチックのものを導入している会があれば、費用などを伺いたい。

参考資料：鹿児島会バーコード関係（鹿別-2）

(鹿児島会)

システム変更の費用がどのくらいかかったのかと裏面の図案については別紙のとおりです。スキャナー代、ソフトウェア代、プリンター代等で約 40 万円。ホームページに反映させるシステム作成費が約 37 万円。トータルで 80 万円弱を要した。

H25. 2. 22 県会の研修会会場で配布したためこの日付で全会員一斉作製。有効期限は全員 H30. 3. 31 となっています。また、H25. 2. 22 以降に発行した分においても、有効期限は H30. 3. 31 に統一している。

ホームページ上で一般の方でも閲覧可能なようにというのが当初の考え。活用については現在模索中。

(熊本会)

平成 25 年に会員証のデザインを一新したので、その時にほとんどの会員の会員

証を変更しました。その後は事項変更が発生した時に千円で再発行しています。変更がなく5年間の有効期限がきたら無償で会員証の更新をします。有効期限は発行から5年としており、統一はしていない。有効期限の管理はエクセルです。プラスチックの会員証でグラススと言う機械を使い発行しています。導入金額は34万円位です。

バーコードによる総会、研修会等の出席状況を管理する予定だったが、システムの管理にも費用がかさむ為、現在は活用できていない。

#### (佐賀会)

切り替えは、各会員が有効期限ごとに行っている。会員証は紙をラミネートしたもの。

#### (福岡会)

平成24年1月にバーコードを導入。会員管理システムにカード発行システムを追加する費用が、約1,000,000円。

裏面は、

- ・注意書き4点
- ・発行日
- ・「福岡県土地家屋調査士会」
- ・電話番号
- ・バーコード
- ・登録番号
- ・氏名

切り替えは平成24年1月に一斉に行いプラスチックカードを使用している。

会員用

1500枚 187,500円(税別)

補助者用

2000枚 76,000円(税別)

費用対効果においては、予想以上に費用がかさんでいる状況。

#### (大分会)

会員証裏面にバーコードの付ける事は検討していない。

有効期限については、会員全員平成31年10月末が期限。(5年更新)新入会員もその日を期限にしているので、全員一斉に期限の案内をしている。補助者証は、各事務所任せ。

#### (宮崎会)

バーコードの追加はしていない。有効期限毎に一斉に更新している。(5年更新)

会員証は紙をフィルムで閉じたものを使用している。

(沖縄会)

会員証はラミネータ加工の物を使用している。

有効期限の管理は、各会員に任せている。

バーコードを導入してのメリット、デメリットをお伺いしたい。

## 8. 会員名簿、ホームページの会員情報の記載について

<鹿児島会>

鹿児島会では最近会員名簿への顔写真の掲載拒否が増加の傾向にあります。又、本会のホームページでの会員名簿（こちらは顔写真はなしですが）への事務所の住所、電話番号等の連絡先の掲載拒否を希望する会員も出始めております。会では強制も出来ず対応に苦慮しているところです。各会ではこのような掲載必須義務のない部分はどのように取り扱われていますでしょうか。

参考資料：沖縄会－会則モデル第22条（会員名簿）

(熊本会)

会のホームページには依頼者がわかるように、事務所と電話番号だけは必須にしています。

冊子の会員名簿は携帯電話とメールアドレスは任意としています。

顔写真については、出来るだけ載せてもらうようお願いしていますが、任意となっています。

もし、そのような要望があった場合は「本人の希望により記載しません」と記載するほかないかと考える。

(長崎会)

顔写真は全員掲載している。

その他の事項についても拒否される人はほとんどいない。

ホームページでも全員記載している。

(佐賀会)

情報公開に関する規則がある。

ホームページでは写真は掲載していない。

会員名簿は2年に一度の期間で作成していて、顔写真を掲載しているが、あまりにも昔過ぎて、分からないような人さえいる。最近の写真を提出するように促し

ているがなかなか提出してもらえずそのままが多い。

(福岡会)

掲載方法は同じ。

写真、電話、ファックス番号は確認を取っている。

現状で苦情等はない。

(大分会)

大分会では、会員名簿の顔写真の掲載拒否の話はない。最新の写真をと問いかけているが、送ってこない会員は、従前の写真を掲載している。

情報公開に関する規則で、氏名、登録番号、登録年月日、事務所の所在地、CPDに関する事項、その他本会が相当と認めた事項、と規定されているので、事務所の所在地は必須である。電話番号は必須ではないが、掲載拒否はない。

(宮崎会)

会員名簿には顔写真を掲載している。(生年月日は不記載)

本会ホームページには顔写真は不掲載。

個人的な意見として、依頼者の立場からすると、年齢が分かる方が依頼しやすいかと思うので生年月日の掲載は必要ではないかと考える。

(沖縄会)

沖縄会では、写真の拒否はないが写真の変更を求めても応じない会員は多数いる。会則には日調連の様式に準ずるとあり、記載内容に写真掲載もあったと思うので会則に乗っ取って提出変更を求められることは出来ると思いますが、特に強制はしていない。

## 9. 会計について

### <熊本会>

- 1) 特別会計はいくつありますか。そして、公課対象になっていますか。
- 2) 会員の利便のために用紙等の頒布事務はありますか。ある場合、収支の状況は如何か。
- 3) 支部に対する補助(助成)金はありますか。ある場合、それは予算による執行でしょうか。あるいは、請求に応じたものでしょうか。
- 4) 各部の事業費は、全体予算のどの程度を占めていますか。特に ADR 事業費は如何でしょうか。
- 5) 新入会員用に対する教育・実地指導等の予算編成は必要と考えるが構築している会はあるのでしょうか。

参考資料：・沖縄会資料添付 1、2

(鹿児島会)

- 1) 比例会費・用紙等販売・センターかごしまの3会計。対象外。
- 2) 用紙販売会計あり。収入は例年100万円程あり50万程を一般会計に繰入。
- 3) 支部交付金あり。月1,000円\*支部会員数  
その他各種相談会日当・看板維持・支部研修会・ボランティア補助
- 4) 昨年度13%。ADRは特別会計。一般会計より繰出しあり。昨年度は67万程。
- 5) インターンシップ制度を検討しているが特別予算組していない。  
研修の中でインターンシップ制度を検討している。

(長崎会)

- 1) 特別会計は3つ(慶弔慰、用紙頒布、境界問題相談センター)あり、公課対象ではありません。
- 2) 頒布事務はあります。発送に係る諸費を一般会計で計上しており、収入が微増します。
- 3) あります。現状は請求に応じたもので行っています。支部交付金があつて、月一人2,000円で交付している。それ以外では無料相談会、出前授業や各支部で相談会を設置する際に広告等を出したい旨の請求があつた際に予算造成している。
- 4) 全体予算の30%程度が事業費で、ADR事業には2%相当です。
- 5) 新入会員限定であれば、4年に一度の新人研修が指導の場になるので、当該年度のみ予算付けしています。

(佐賀会)

- 1) ①用紙販売特別会計、②会館特別会計、③「境界問題相談センターさが」特別会計の3つがあります。②については公課対象になっています。
- 2) あります。収支はプラスで一般会計に繰り入れています。
- 3) 支部交付金という名目で予算により年2回執行しています。
- 4) 全体予算の3割程度となっています。現在のところADR事業費はありません。特別会計で別で運営していますが、受付・面談で終わることがほとんどで開店休業に近い状態です。2~3年に一度繰入(昨年実施)を要すると思います。
- 5) 新入会員への教育・実地指導等の予算は現在のところありません。  
過去にはあつたらしいが、今後も予定はない。

(福岡会)

- 1) 「境界問題解決センターふくおか」特別会計と会館特別会計の2つがある。公課の対象となっているが、申告は行っておらず報告のみ。
- 2) 現在用紙の販売は行っていない、会員が直接印刷会社へ発注してもらっている

る。

- 3) 支部に対する助成金については一人あたり 2,000 円の交付金を行っている。後、支部活動の中で助成金等を出しているのは、主に地域貢献活動、支部研修会（参加者一人当たり 1,000 円）、支部長会、健康診断、業務処理（年計表作成にアルバイトを雇う際に助成）などです。
- 4) 総務部 2.32% 財務部 0.72% 業務部 2.03% 広報部 3.48% 研修部 3.51% 社会事業部 4.41% ADR の予算は特別会計で処理しており 850,000 円を繰り入れている。
- 5) 予算として新入会員研修会 150,000 円 新人実務体験研修 50,000 円

#### （大分会）

- 1) 特別会計数 5 つ（用紙・解散・退会金・ADR・境界問題相談センター）
- 2) 用紙幹旋会計あり利益はそれほどありません。
- 3) 予算建てをした相談会、非調査士調査、研修会への助成金あり。
- 4) 総務部 12.3%（支部交付金も入っている）  
業務部 3.6%  
社会事業部 2.4%  
研修部 3.9%  
広報部 3.0%  
ADR は特別会計で一般会計より 20 万円程繰り入れています。
- 5) 現在のところ予算編成はされていませんが、必要であると考え検討中。

#### （宮崎会）

- 1) 会館の運営と自家共済、相談センター、自家共済積立、職員の退職金、会館補修積立の 5 種類です。公課対象にしているものはありません。
- 2) 用紙の販売を行っていますが、購入される用紙は限定されており減少傾向にあります。
- 3) 支部の人数に応じて予算を組んでいます。（3200 円/人・月）
- 4) 予算ベースで 5% 程度です。ADR は特別会計にしており、本会から 100 万円程度の繰り出し金で賄っています。
- 5) 新人研修は支部単位で行っており、県会では九州 B 新人研修会の補助を行っています。

#### （沖縄会）

- 1) おきなわ境界問題相談センター特別会計のみ（税理士の指導により 2 つの特別会計を廃止し、以降積立金として、一般会計内で処理している。）
- 2) 用紙売上 1,096,600 円、用紙購入費 388,874 円（H28 年度）添付 2（用紙棚卸表）
- 3) 支部交付金、支部助成金（離島会員対象）予算による執行厚生費より（条件付

きで支部交流費)

4) 総務部 0.5%

業務研修部 0.9%

広報部 0.2%

財務部 0.03%

社会事業部 0.3%

ADR・・・2%

5) 新人研修会+懇親会を開催しているが、これのみの予算確保では無く、全体研修年2回+新人研修=65万円

(熊本会)

1) 特別会計・財産管理・用紙特別会計の3つ。用紙特別会計のみ公課対象。

3) ADRは社会事業部より予算支出があり130万。

5) 青年会があり、新人研修を行っている。現在は、新入会員が各事務所に勉強に行くという制度を設けているが、丁稚である。補助者程度の給与が払えるように補助金が出せればと考える。

新人研修により力を入れていく方向に模索中。

## 10. 事務局職員の昇給と残業代について

<佐賀会>

予算にどの程度反映させているか？昇給は毎年実施しているか？休日出勤は代休という形で振替える形にされている会はありますか？

昨年、昇給を行いました。毎年実施されているか不定期であるか他会の現状を教えてください。

参考資料：沖縄会資料添付3

(鹿児島会)

ここ4年ほどは毎年昇給している。その分を予算組している。

昨年度、社会保険労務士に依頼をし、就業規則を見直した。あわせて36協定も締結している。

残業代は規則通りに支払をしている。休日出勤をした場合は、代休にするか金銭支払いにするか事務局と相談している。

(熊本会)

年1回4月に行政職俸給表(第六条関係)を基に昇給が行われていますが一定の段階まできた昇給がありません。

残業代は6時間分定額で毎月支払われています。

(長崎会)

昇給及び前年の残業実績等も踏まえた予算を毎年組んでいます。  
残業代の代休振替は行っていません。

(福岡会)

前年度の人件費(残業代含む)に昇給分を考慮し予算を作成している。  
残業に対しての代休制度はなし。  
昇給規定はないので、毎年理事会に諮っている。

(大分会)

大分会では会員数の減少により収入が減少していることもあり、本年度は昇給を行っておりません。また、昇給は会の収入状況により、毎年検討はされています。  
残業代は代休に振り替えてはおりません。

(宮崎会)

独自に俸給表を設けています。毎年大手企業のベースアップ率を参考にして理事会で決議し、昇給しています。残業代は規定通り支払っています。

(沖縄会)

市職員や連合会の規程を参考に本会独自の昇給表を作成して対応している。これにより、不定期昇給が毎年昇給へ変更した。

## 11. 旅費交通費の清算及び宿泊費について

<大分会>

各会での出張時の交通費、宿泊費についてお教え願いたい。

<宮崎会>

現在、公共交通機関を利用した場合の運賃で支払っており、移動中の日当は給付していません。利用交通機関、移動中の日当について見直しを検討していますが、他会の現況を教えてください。

参考資料：●佐賀会施行規則第8章第18条

●沖縄会旅費規則

(鹿児島会)

旅費等は原則実費。  
拘束時間により移動日当も支給。宿泊費には上限を設けている。県外は15,000

円、県内は 10,000 円。旅費については現在規定を見直している。

(熊本会)

規程で公共交通機関の普通運賃で支払いと宿泊費については、県内は 15000 円、県外は 18,000 円の支払いを行っています。

旅費については、本会までの距離等を加味した金額を支払っている。

会議日当は、半日が 5,000 円、一日で 10,000 円を支払っている。移動中の日当の支払いは行っていません。

(長崎会)

交通費は公共交通機関利用時の一般運賃を積算して支給しています。日当は半日と 1 日の 2 通りです。この中で移動時間を考慮した支給（宿泊費も）を行っています。日当等は昨年見直しました。宿泊については、県内が 10,000 円、県外が 15,000 円を支払っている。

(佐賀会)

県内については km 換算で、県外については公共交通機関を利用した場合の運賃で支払っています。宿泊料は県内、県外で分けて規則で規定しています。(規則第 8 章第 18 条) 九 B は来年沖縄で予算が足りないので人数を減らして対応する。他会や役所主催等で開催されている研修会等については旅費交通費の対応は、基本的にはこちらからお願いする分は支出し、個人的に行く分は自己負担との考え方です。

(福岡会)

県外への出張は、すべて全日扱い。交通費は公共機関の料金を実費精算。宿泊費は一律 15,000 円としている。

(大分会)

交通費は実費精算。宿泊費は一律 18,000 円だが、会員からは高いと言われており、他会と比べるとやはり検討をしないといけないと感じた。日当は、半日 5,000 円、一日で 10,000 円、日調連への参加時は 12,000 円を支払っている。

(宮崎会)

交通費は実費精算。宿泊費が、県外は 11,000 円県内が 7,000 円の支給。日当については県外が 14,000 円、県内が 9,000 円となっているが、現在、遠方の方の移動中の日当が加算されていないため、検討中。

(沖縄会)

航空運賃は定価を支払い、各自で手配。日当は 1 日 5,000 円、半日で 3,000 円となっている。九 B 会においては、一律 8 万円支給。

連合会からの報告事項（連合会広報部理事：長崎会、山口）

（連合会広報部理事：長崎会、山口）

1. 登記申請の完全オンライン化について

現在、法務省・日調連・日司連において3者協議中。H30.4月または5月より完全オンライン化の予定。

（連合会業務部理事：福岡会、日野）

2. 懲戒処分事例集 H30 年度版を 12 月をめどに発刊予定。調査測量実施要領は平成 30 年の末に改定予定。今回は PDF データでの配布を予定している。

3. 以前より中長期的な財政運営を協議中。今後、剰余金の減少が予想される中、収入の減少も考えられるが、値上げにつながらないよう協議を続けていく次第である。

『質疑応答』

（熊本会）

単位会で会費免除の会員が出た場合、連合会の会費免除もできないか検討願いたい。

（連合会）

財務部に引き継ぎます。

（佐賀会）

会員数に応じた助成金は、今後も継続可能か？

（連合会）

今のところ、削減等の予定はない。

（沖縄会）

個人情報保護法の改訂に伴う雛形は作製していますか？

（連合会）

まだだが、迅速に対応したい。先だって、今月の会報にて個人情報保護法について掲載します。

1 2. 広報活動に対する補助金について

<長崎会>

今後、これまで以上に対外的な広報活動による認知度向上を目指している。他会で支部主導での広報活動（対外的なブース出店等）実績があればどのような流れで補助金を負担しているのかを伺いたい。

(鹿児島会)

県内に看板を設置。維持管理費用を負担しているが近年老朽化による撤去が増えてきている。他には、ボランティア活動時のジャンパー着用やのぼり旗の設置や役所の封筒に掲載している。

(熊本会)

新聞広告等は、広報部の啓蒙事業費で行っています。具体的には、数十年前に野立て看板を設置したが、現在は老朽化による撤去が進み減少している。また、任に1, 2回新聞掲載を行っている。今年、広報部、業務研修部及び公嘱協会のバックアップの元、小学6年生と共に県内の小学校にて地上絵を企画した。

(長崎会)

今年、水辺の森にてFM長崎とTV東京主催のラブフェス 2017 というイベントでブースを出展し、ある程度の成果を得られた。このようなことを支部においても行ってほしいが、補助金の面が気になっている。

(佐賀会)

支部主導としては毎年ロードレースにて広報活動をしている支部がある。また、土地家屋調査士の日新聞広告を掲載しており、佐賀市役所のエレベーターに広告をだしています。費用は連合会の助成金を利用している。

(福岡会)

支部が企画する、地域貢献活動、相談会に助成金を支給。また、対外的広報として社会事業部の社会連携講座に対し寄付を行っている。

活動としては、月に2回新聞広告を掲載しているほか、社会事業部において、九州大学と西南学院大学の社会連携講座に調査士会員を派遣し、法学部を対象に法規の授業など15回講義を行った。

(大分会)

昨年度までは、小中学校へ経緯度標の設置活動と新築メーカーによる雑誌に年に一回広告を掲載していたが、いずれも効果がなかったため、見直すこととなりました。

広報活動は支部での活動はなく、会における活動のみとしている。

(宮崎会)

小学校で行う地上絵プロジェクトには必要に応じて補助金を支給しています。

(沖縄会)

大々的な広報活動は行っておらず、年に1.2回他業種、官公署からの依頼があつ

た場合にボランティアで活動している。その他は無料相談会に新聞広告を出す程度。

### 13. ①福利厚生（国民年金基金等リタイア）について

<熊本会>

事務所運営に伴う福利厚生について各会どの様にお考えでしょうか。特に国民年金基金の将来性やリタイア時の資金等

### ②福利厚生（健康診断などへの助成）について

<宮崎会>

会員の高齢化に伴い、病気や死亡による退会が増加してきました。このような状況にかんがみ、宮崎会では、わずかですが助成金を出して健康診断の受診を促進することとしました。会員の福利厚生のみならず助成や促進活動を行っている事項があれば教えてください。

### ③福利厚生（レクリエーション）について

<宮崎会>

県会のレクリエーションは支部持ち回りで企画していますが、マンネリ化や参加者の固定で行き詰まっています。レクリエーションにはどの程度の予算をつけていますか。また、ここ数年、どのような催しを行っていますか。今年の予定も含めて教えてください。

(鹿児島会)

- ①会員個人の考えによるものと思います。会としては特別行っておりません。国民年金基金の加入促進は新人会員をメインにしている。  
退職金は在職年数に応じて支払っている。
- ②会では行っていません。支部によっては助成しているところもあります。
- ③県会ではチャリティーゴルフ大会を開催している。予算は5万程度。他は支部単位で行っている。

(熊本会)

年に1回ボーリング大会とゴルフ大会を親睦事業で行っています。

(長崎会)

- ①本会として会員個々の事務所運営に係る福利厚生は考えていません。

国民年金基金に関しては、新人会員に授与式の際に案内していることと、年に一回広報誌に案内を掲載している。

②会員の福利厚生面の面からの助成は行っていません。

③以前はボーリング大会などを行っていたが現在は行っていません。支部単位では実施しているところはあります。現在は、親睦活動として旅行に行っている。

#### (佐賀会)

①②③予算の余裕がなく、行ってない。

レクリエーションに関しては、会全体では行ってない。各支部単位では、ときどき企画されている支部もあつたり、毎年企画されている支部もあつたりまちまちである。

#### (福岡会)

①特別な制度はなし。

②会員の健康診断について、支部で健康診断を実施した場合、助成金を交付している。

③2支部以上の合同で親睦事業を企画した場合、各支部へ助成金を支給している。15人程度の愛好会活動についても助成金を支給している。

#### (大分会)

①国民年金については、説明はしているが大分会として何かしているということはない。

②健康診断の助成を行う様検討中ですが、財源確保に苦慮しており、保留となっている。

③レクリエーションについては、本会が助成することは行っておりません。支部が支部の予算で企画していることはある。他に一定人数がマラソン大会に出場する等に補助を行う事も検討していますが、不公平との声もあるため実現しておりません。大分会としては何も行ってないのが現状。

#### (宮崎会)

①自家共済制度を継続しており、40年になります。毎月一人から500円ずつあつめ、県会からの合わせて年間12,000円ずつ積み立てている。制度的に不具合が生じ、今年から来年にかけてどうするか検討している。

②今回から健康診断に2,000円の助成金を検討中。

③レクリエーションについては、いろいろ検討中。

#### (沖縄会)

①特に制度はありません。

③会員親睦を兼ねた事業を以前は行っていたが、問題ありと判断し中止しま

した。変わりにクラブ活動や支部交流などに助成金を交付する方法に変更しました。

#### 1 4. 受託件数及び報酬額などの統計資料の提供方法について、及び極端な低額報酬で受託している会員への対応について

<熊本会>

受託件数及び報酬額に関し、年計報告に基づく統計資料として、登記手続きの種類毎の受託件数及び報酬額、土地・建物別に支部毎の受託件数及び報酬額、支部毎の受託件数及び報酬額、1件当たりの報酬額、1人当たりの受託件数と報酬額、1人当たりの月間受託件数と報酬額を総会資料の中に記載しています。

登記手続きの種類毎の1件当たりの報酬額を、今後は記載したいと考えています。報酬額に関する研修会の開催が難しい現在、新入会員のみならず会員に対して非常に参考になる資料だと考えますが、他会の報酬額に関する統計資料の提供方法とその内容を伺いたい。

また、極端に不当廉売に当たる様な低額の報酬を得ている会員がいた場合どのような対処をしていますか。

(鹿児島会)

H23年度位までは総会資料の参考資料として別紙による配布を行っていたが、現在は配布していない。

不当廉売については噂の域で調査対象となった事案も現時点ではないため特に対処していない。

報酬額の研修は行っていないが、公嘱では官公署との間で協議してオリジナルの算定調書を作成しているのでそれを目安としている。

(熊本会)

統計資料のないようについて

登記の種類ごとの受託件数と報酬額、熊本会でおこなった総額を掲載している。土地・建物ごとに支部単位での受託件数と報酬額を掲載し、支部会員数でわった一件当たりの報酬額、一人当たりの受託件数、報酬額を掲載している。

これによって、一人あたりの月間及び年間の受託件数と報酬額の平均が把握できるとともに、新入会員が目安にできる。

(長崎会)

総会資料で掲載している。総合計表と支部合計表。内容は件数のみと金額を含め

た分の2種類を掲載。

報酬額についての研修会は行っていない。

不当廉売についても把握していないし、特に対応していない。

連合会の統計が3年ごとに行われているが、その結果をウェブサイトに掲載するかもしれない。

(佐賀会)

他会と同じで、年計報告に基づく資料を総会資料に記載している。件数の合計、平均、土地建物を分けた形で記載している。

不当廉売については、総会や研修会に出席しない会員が低価格で仕事をしている感じもある。

佐賀会では研修会でサイクルタイムを踏まえて研修をするようにしている。

(福岡会)

掲載方法は同じく統計資料を総会資料に記載。

不当廉売に関しては指導できない。

(大分会)

大分会では、年計報告に基づく、統計資料は把握していない。連合会に送る為だけの資料として、会長も閲覧を行わない。年計報告は文書取扱規程で、秘密文書なので統計資料賭して扱っていない。

不当廉売の場合は、情報があった段階で、総務部長等（法務委員会）が聞き取りを行い、指導調査委員会を考えています。実例はありません。

報酬額の研修会は公嘱協会が行っているため、会としてはおこなっていません。

(宮崎会)

統計資料を総会資料には記載していない。

不当廉売については伝聞であり、対処はしていない。

(沖縄会)

統計資料として総会資料に「取扱事件年計報告書総合計表」並びに「取扱事件各支部年度別総件数として5年分の表」を掲載している。

不当廉売については、特別に何かしているということはない。会員からの情報であまりに低価格で受託している会員には個別に話を聞くぐらいの対応しかしていない。報酬額の研修会については、3年に一度ぐらいのペースで行っている。

『質疑応答』

<鹿児島会>

年計報告の締め切りはいつに定めていますか？

(熊本会)

1月31日としている。

(長崎会)

1月末としている。未報告者が何名かいる。

(佐賀会)

1月末としている。提出されない会員には通知を出している。

(福岡会)

1月末までに支部ごとに集めてもらい、報告してもらっている。  
未提出はない。

(大分会)

1月末としているが、毎年10名弱ほど未提出者が出るため、2月15日前後に通知、2月末にも通知、3月にも通知・催促して間に合わせている。  
事務局、総務、財務で徹底して連絡して、提出してもらうようにしている。

(宮崎会)

1月末としている。未提出者には事務局より電話で催促しています。

(沖縄会)

1月末としている。例年未提出者がいるようです。総務、財務も見えていないので把握はしていない。

## 15. 顧問弁護士について

<大分会>

顧問弁護士との相談・依頼事項等、どのような依頼等をどの位の頻度で行っているかお教え下さい。(顧問弁護士がない県会は、相談する弁護士に当てはめてお教え下さい。)大分会では、クレームが来た際、顧問弁護士に相談して解決方法等クレーム処理に役立てる場合もあるが、なんの相談もないまま一か月以上過ぎてしまう事があります。各会で、(顧問)弁護士に対して、どのような相談や依頼事項をしているか、月に何回ぐらい相談等を行っているかお教え下さい。

(鹿児島会)

顧問弁護士契約をしている。

H26年度より以前は相談の機会はほとんどなかったようである。鹿児島会は会の顧問弁護士以外にも綱紀委員会の委員として弁護士に参加してもらっている。現在月 21,600 円を支払っている。

弁護士への依頼件数が、H27 に 2 回、H28 年に 2 回、H29 年に 1 回となっている。

(熊本会)

熊本会も顧問弁護士契約をしています。毎月相談するという事はない。主にADRの運営委員会と調停の時に出て来ていただいています。後、会員から個人案件で弁護士の紹介をお願いされたときは、顧問弁護士の連絡先は伝えておきます。

(長崎会)

顧問弁護士は 1 名。

顧問料は年間 108,000 円。個別相談は別料金になる。

相談は月に何回もあるわけでは無いが、苦情相談の細かい対応を問い合わせることがある。また顧問弁護士事務所が開催する研修会があり、割安で参加することができる。

(佐賀会)

顧問契約をしている。初回 30 分無料で 30 分以降及び 2 回目以降は 30 分あたり 5,000 円となっている。相談件数は年間 1～2 回。

(福岡会)

弁護士と顧問契約を結んでいる。(年間 15 万円)

相談は年 2～3 回程度。(苦情・会員への対応等)

(大分会)

3 年前に顧問契約を結んだ。顧問料が月 21,600 円となっているが年に 2、3 回程度の相談しかないので、検討中。

(宮崎会)

顧問弁護士はいないが、公嘱協会ではいっているの、何かあったらお願いすると思う。

(沖縄会)

顧問弁護士料は年間 100,000 円です。弁護士からは相談の割には金額が高いといってくれている。綱紀案件が増えている。

会員からも個別の相談をしている。

## 16. 役員の任期について

### <宮崎会>

宮崎の役員の任期は1期2年ですが、「慣れたところで役員交代するのではなく、会の運営上常任理事は最低でも2期（4年）するのが望ましい。」との声も挙がっています。他県の状況を知りたい。

### (鹿児島会)

いまのところ、1期2年で辞めていく人もいれば、長くいる人もいます。個人的には、2期4年ぐらいがちょうどいいかと思う。

### (熊本会)

通常1期2年だが、常任理事は2期以上される事が現状、平理事から常任理事に上がる方がほとんどなので、引き継ぎもスムーズに行えている。

### (長崎会)

任期は1期2年。

理事候補は支部推薦の状況にもよる。支部で2期4年と決めている支部もあれば、3期4期やる人もいます。

### (佐賀会)

1期2年の任期ですが、九Bがまわってくることを考えて、2期、3期になることが多い。

### (福岡会)

1期2年の任期となっている。

常任理事は理事経験者が多い。

### (大分会)

任期は1期2年となっています。

常任理事は、持ち回りで各部をまわっている人が多い。

常任が足りない場合は、支部から推薦できた理事にお願いするが、だいたいそういう支部は1期で交代するのでなかなか常任で残ってもらえないので、常任になるとなかなか抜けれられないのが現状。

### (宮崎会)

会長から常任理事は最低でも2期は必要じゃないかとの意見がでて、規則の検討委員会を立ち上げた。まだ決定していないが、皆さんの意見を参考に検討委員会で議案をだしたしだいである。

常任理事任期が 2 期となった場合になり手がなくなるんじゃないかとの意見もある。

(沖縄会)

1 期 2 年の任期となっている。執行部の重要ポストは 2 期以上務めている方がほとんどです。

## 17. 補助者登録、抹消、補助者証の管理について

<長崎会>

現状きちんと届けられていない場合もあると推測される。補助者登録をしていない場合は懲戒処分の対象となることもあることから、未然に防止するために補助者登録および補助者証の管理を行っていきたい。長崎会では、平成 28 年度に補助者を対象とした研修会を行い、31 名が出席した。他会の補助者に関する管理について動向を伺いたい。

(鹿児島会)

届出等は会員から提出されるものを受付し特に呼びかけはしていない。期限切れ前に更新申請する会員もいるが希である。補助者の名簿は会員事務所毎、支部別に紙製で備付。

昨年補助者名簿の作製に関する意見もあったが現状で良いとの意見多数であった。補助者証は紙台紙をパウチしたものの。

(熊本会)

補助者登録、抹消については、会員の意思に任せてあるので、退職しているのはわかっていますが抹消が提出されない事は多々あります。

補助者を対象とした研修会は行っていません。

補助者証の管理はエクセルを使用して 5 年更新にしています。会員証と同じく 2 ヶ月前になったらわかるようにして、時期がきたら会員へ更新手続きのメールを行っています。

(佐賀会)

補助者については特に管理はしていない。名簿には載せている。

必要に応じて研修会に補助者の参加を促している。

(福岡会)

補助者研修を毎年行っている。補助者証の期限が切れる前に電話連絡の上、メールにて手続き書類を送付している。

期限が切れていて、連絡を入れてもなかなか変えてくれない人もいます。

(大分会)

補助者の管理は特に行っていない。補助者登録がきちんと届けられていないケースもあると思っている。特に、配偶者が事務所に経理担当として出ている場合で補助者登録されていない場合がある。

懲戒処分の事例について定期的に研修を行っているが、その際に注意喚起を行っている。補助者を対象とした研修会は行っていない。

(宮崎会)

補助者登録と補助者証の管理を行っている。補助者を対象とした研修会は行っていない。

(沖縄会)

沖縄会では、規則に従って各事務所に管理して頂いている。

研修にかんしては、補助者対象研修会を検討している。

福岡会にどのような研修をしているのか伺いたい。

(福岡会)

福岡会では、日常業務の注意事項、職務上請求の記載や目的、懲戒事例の研修を行っている。あと、法経学院から講師を招いて、補助者から調査士を目指していくようなアドバイスのなものもやった。

『質疑応答』

<鹿児島会>

鹿児島会の場合、法務局にいくと補助者証又は会員証の提示を求められることがあるが、他会ではどうですか？

(熊本会)

補助者証の提示や会員証の提示は当たり前であると思う。

(長崎会)

法務局での会員証提示や補助者証提示はわからない。補助者に対する補正の委任状についてもよくわからない。役所で使用する職務上請求の際に会員証だけでは、身分証にならないので、運転免許証の提示まで求められたことはある。

(佐賀会)

佐賀では、法務局から補正は、本職の方で行ってくださいと数年前に言われたことがある。会員証の提示については法務局の入れ替わり時期に言われることがある。

る。市町村には必ず提示を求められている。

(福岡会)

法務局では提示はまちまちです。市役所では提示している。場合によっては運転免許証の提示もある。

(大分会)

法務局は会員証はほとんど提示していないと思う。補助者証の提示はケースバイケース。市役所では、職務上請求の際に提示を求められるが、運転免許証の提示までではない。

(宮崎会)

法務局は、会員証又は補助者証の提示はない。市町村については会員証又は補助者証の提示はしている。運転免許証の提示も個人的には1回あった。

(沖縄会)

法務局では、識別情報取得以外は、会員証又は補助者証の提示はほとんどおこなっていないと思う。市町村についても職務上請求の時以外は、ほとんど提示していないと思う。

## 18. 当番会作業マニュアル

<宮崎会>

昨年担当者会同総務部会で「当番会マニュアル作成」を宮崎会事務局からの要望として挙げていました。昨年、資料は大分会から頂き宮崎会の昨年実施した記録として作成しましたので、追加で議題に挙げて頂きますようお願いいたします。

他県の参考になればと思い、これをたたき台としてより良いものができればと願っております。

(沖縄会)

来年当番会になるので、これを参考にやっていきたい。非常に助かります。

(鹿児島会)

宮崎会の会員の方、本当にありがとうございます。

足りないところがあれば、これに付け加えると思いますのでよろしく願いします。

(熊本会)

マニュアルがあれば、何処を読んで勉強すればいいか、非常に分かりやすいので助かります。ありがとうございます。

(長崎会)

非常によくできたマニュアルで、スケジュール管理表が非常に重要でないかと思  
います。本当にありがとうございます。

(佐賀会)

宮崎会様、本当にありがとうございました。佐賀の方はまわってくるのが数年後  
になるので、じっくり読みたいと思います。ありがとうございました。

(福岡会)

素晴らしいマニュアルができていると思います。福岡会にまわってくる時には  
さらにいいものになっていると期待してお待ちしております。皆さんよろしくお  
願いします。

(大分会)

宮崎会の皆様、本当にありがとうございます。